

平成29年度第1回向日市個人情報保護審議会 会議録要旨

- ・日 時：平成29年7月14日（金）午前10時から午前11時30分まで
- ・場 所：向日市役所 本館3階 大会議室
- ・出席者：（委員）大田直史会長、酒井美智子委員、野田崇委員、本條裕子委員
（説明員）学校教育課 松下課長、野田担当課長、藤野主幹
（事務局）市民生活部 山田部長
市民参画課 松本係長、若山主任
- ・傍聴者：なし
- ・議 事：諮問事項
「児童生徒の健全育成に係る相互連絡に関する協定書（学校警察連絡制度）」の改定に伴い、個人情報を本人外収集することについて

<要 旨>

議事 諮問事項

「児童生徒の健全育成に係る相互連絡に関する協定書（学校警察連絡制度）」の改定に伴い、個人情報を本人外収集することについて

事務局

（審議事項の概要説明）

本市教育委員会は、京都府警察本部との間で平成23年6月20日に締結した「向日市教育委員会と京都府警察本部との間の児童生徒の健全育成に係る相互連絡に関する協定書」の一部改定を検討している。

現行の協定では、警察から学校へ個人情報の提供を行う場合、児童生徒本人及びその保護者の同意を必要としている。今回の改定を行うと、児童生徒本人が犯罪被害にあった場合を除き、児童生徒本人及びその保護者の同意を得ないまま、警察は学校に連絡ができるようになる。

向日市個人情報保護条例第8条第3項において、原則として本人以外から個人情報を収集することは禁止されている。現行の協定では、その例外にあたる同項第1号「本人の同意」を収集の根拠にしていたが、今回の改定にあたり、「本人の同意」がない状況において、警察からの連絡を受けられるようにするため、同項第5号に基づき審議会に諮問を行う。

説明員

（事業の概要説明）

本市教育委員会及び京都府警察本部は、平成23年6月20日に「向日市教育委員会と京都府警察本部との間の児童生徒の健全育成に係る

相互連絡に関する協定書」を締結し、児童生徒の健全育成のため、非行、再非行及び犯罪被害の防止に関し、両者が自らの役割を果たしつつ、その役割を相互に理解し、緊密な連携の下に効果的な対応を図ってきた。

現行の協定においては、警察と学校間相互において、個人情報の提供には児童生徒本人及びその保護者の同意が必要とされている。本市の事例ではないが、今般京都府内では、児童生徒による薬物事犯等において、警察に検挙された児童生徒本人及びその保護者から同意が得られず、警察から学校に連絡できないケースが見受けられる。

こうした場合、学校では児童生徒の所在がわからないまま対応に苦慮する場面が想定される。今回の協定書一部改定は、児童生徒が犯罪被害にあった場合を除き、児童生徒本人及びその保護者の同意を得なくとも、警察が学校に連絡を入れることができるようにすることを検討している。

このことが、本人の同意を得ないまま個人情報を本人外収集することにあたることから、貴審議会のご意見を求める。

会長

ただいまの事務局と担当者の説明について、質疑応答を始める。

委員

協定書やガイドライン等の関係書類を確認したところ、趣旨、制度の目的については、十分に公益上の必要性があると思う。

また、児童生徒本人及びその保護者から同意が得られないために警察から学校へ適切な連絡が行えないような案件が多くあることは、この制度に支障を与えることから、解決するべき内容だと思う。

例えば、「同意しないことで、警察は学校に連絡できない」という逃げ道になれば、児童生徒の更生の機会を失うことになるのではないか。

そして、個人情報の取扱いに関して言えば、協定書やガイドラインに書かれていることを忠実に、厳正に実施するのであれば、各学校においても煩雑な取扱いにはならず、また、児童生徒の権利を不当に侵害することにはならないと考える。

今回の協定書改定については、問題ないものとする。

委員

現在は、本人からの同意を得ないと連絡ができず、今回の協定書の改定により、本人からの同意がなくても連絡ができるようになることだが、それは協定書のどの部分にあたるか。

説明員

協定書の第4条第3項にあたる。

警察から行う連絡に関してのみ、犯罪等の被害者である場合を除き、

本人の同意を得なくても、学校に連絡することができるようになる。

委員

個人情報の取扱いには、個人情報保護条例が基本としてあるため、協定書から同意の文言がなくなるとしても、収集の制限がなくなるものではない。同意を得ずに個人情報の収集を行うことを明確にするため、協定書に書き込んではどうか。

また、個人情報保護条例第8条第3項第5号のとおり、公益上の必要があることに加えて、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に、本人以外のものから個人情報を収集できるとある。まず、公益上の必要性の説明をお願いします。

説明員

児童生徒の間での情報共有のスピードはとても早くなっている。例えば、ある児童生徒が警察に拘留されている間に、そのことを知る友達から情報が広がり、本人と知り合いではない児童生徒にも広がり、学校が知らない状況で、情報がひとり歩きし、事実よりも大きな話になることが考えられる。また、情報を得た児童生徒が、例えば薬物の使用を真似ることも考えられる。

もし、学校が先に情報を得ることができれば、情報が広がるのを止めることができ、情報を持つ児童生徒から状況を聞き取りすることもできる。

委員

最近の少年事件について、報道等では凶悪事件も薬物事件も減り、昔の方が荒れていたと報じている。その状況で、学校と警察との連携を強化することが必要か。

また、児童生徒のネットワークはできあがっていて、状況を把握していても、その世界に大人が入って止めることは難しい。

学校側の立場になって、ある日から来なくなった児童生徒の状況を学校が把握できなくて不安になることは分かる。ただし、人がたくさん集まる場所であれば、少なからず起こることであり、個人情報の取扱いの例外とするまでの強い公益性があるのか。

加えて、本人の権利利益を不当に侵害するかどうかだが、警察に捕まるような行いをする児童生徒が学校では別の顔でいる可能性はありえる。学校が情報を得て指導を行うことで、児童生徒の居場所を奪うことにもなり得る。逆に逃げ場を奪うような気がする。

説明員

学校が児童生徒の居場所をなくそうとすることはない。逆に、学校が居場所になれるように努めている。

委員

誰も警察で拘留されていることを知られたくないが、知られたくない学校に連絡が行くことになる。

学校はペナルティを加えるために情報が欲しいのか。

説明員 学校はそのようには考えていない。その児童生徒の状況を知りたいからである。

委員 学校と児童生徒との間に信頼関係があれば情報は入ってくるのではないか。また、親に問い合わせるなど、方法は他にもあるのではないか。

説明員 親と連絡が取れないことも想定して、今回の協定書改定は検討されている。

委員 改定が行われたら、事情の考慮なしに一律に、連絡できるようになるのか。

説明員 児童生徒が関わる情報が全て連絡される訳ではない。

委員 警察から直接連絡がくるのか。
その情報は児童生徒の指導に役に立つのか。

説明員 児童生徒の情報が入ったその時から指導内容の検討を開始することができる。

委員 この協定書の改定案を見ると、状況によらず連絡が入ってくるように感じる。警察が伝えたいことだけを伝えれば、結果として、警察が情報をコントロールする形にならないか。

委員 児童生徒が逮捕されたとき、どのタイミングで、どういった方法で学校に伝えるかは、慎重さと十分な考慮が必要となるケースが多くある。
また、ガイドラインに書かれたフローチャートを見ると、逮捕事案は必ず学校に連絡をするとあるが、誤認逮捕の場合はどうか。考慮が必要な場合も関係なく連絡ができるようになっているのはどうか。本人が罪を認めなくとも、警察の考えで逮捕した場合に学校へ連絡を入れるというのは、逮捕された生徒を守る立場でいうといかがなものか。

会長 学校と警察では指導の目的が微妙に違うと思う。警察が指導の対象と判断する情報だけが伝わるのはどうか。
今まで同意が必要だったものが全てチェックが外れてしまうのも、良くないと感じる。協定書第4条第1号のかに「その他」の書き方が

あることも、警察の観点のみの限定なしの状態が連絡が行われるように感じる。

委員 本人が認めていない状況で警察が学校に連絡する場合は、警察がこの児童生徒は反省していないとしているときだと思う。学校でも十分に注意をするようにと連絡がくるが、認めていない者に指導していくのは大変な作業となる。

委員 学校が警察と連絡をとって情報を得ていると児童生徒に思われたら、学校からの言葉が届かなくなるか。

説明員 学校は警察からの連絡が全てと考えて指導するわけではない。学校と警察の考え方は異なり、学校の教育と警察の指導の内容は全く違う。警察からの連絡を元に児童生徒と話を始めるが、本人から直接聞いた話を優先する。学校は教育として扱うので、警察の考えや目的とは全く異なる。

委員 学校のため、児童生徒のためになることが公益性と考えてよいか。

説明員 小中学生のを中心に考えているが、昨年度に中学生が薬物の関係で捕まった事案があった。それが氷山の一角であるのとらえると、中学校でも薬物に関する事案が広がっている可能性があり、小学校に広がっていくかもしれないとも考えられる。そういった状況で、普段から児童生徒と接している学校の教員が、児童生徒やその保護者と話をしていく中で、先に知っておくと良いことも多いはずである。

委員 協定書の書き方では連絡の対象となる範囲がとても広く感じる。例えば、他の児童生徒に悪影響を与えると認められる事案とあるが、条文にでてくる事案とは何を指しているか。

説明員 事例として、不当な行為をしている動画のアップロード等、真似をされる可能性があるもので、自動販売機へのいたずら、イジメ、暴力行為や痴漢行為があげられる。

委員 学校から警察に連絡する場合はどのような事案か。

説明員 学校外部に関わり、広域に影響を与えるような事案、また、先ほどの事例と同じく、不当な行為をしている動画のアップロード等、学校だけで対応することが難しい場合に協力を要請する場合がある。また、保護者がほとんど家にいない家庭環境の児童生徒が性犯罪に絡むウェ

ブサイトに関わっている場合、平日の登校時は学校が指導したり家庭訪問したりすることができるが、土日など休みのときには学校が対応することができない。その場合、まずは学校は児童相談所に連携をとるが、場合により警察とも協力体制をとって対応を行うこともある。

委員 学校から警察への連絡に関しては、協定書の改定案の中でも現行どおりに同意を得てから連絡するようになっている。

双方向の連絡について、今までの実績としては、どれくらいの件数があるか。

説明員 実績はありません。

会長 京都府教育委員会も同じ内容で協定書を改定しているが、京都府個人情報保護審議会も答申をあげている。内容を見ていると、収集する個人情報が最小限度に限定されているとあるが、本当にそうなのか疑問に思う部分がある。

ここまでの意見では、警察が学校に連絡するべきと考える事案について、無限定に連絡が行えると見られる。

委員 逮捕事案で、警察に拘留される状況だと、学校からすると行方不明のようになってしまう部分については連絡が必要と思う。しかし、それと素行不良のようなケースを一緒にすることについては、適切とは思えない。

会長 運用の基本として、警察が学校に連絡する事案で、できる限り児童生徒の同意を得るという考え方はあるか。

説明員 警察からは、まず最初に児童生徒から学校に連絡をするように指導を行うと聞いている。その上で、児童生徒が学校に連絡できない場合には、警察から学校に連絡することを説明し、学校に連絡を入れる。

委員 身柄を拘束されていたら、児童生徒から連絡できないこともあるのではないか。

説明員 身柄を拘束されているときでも、児童生徒から学校に連絡を入れる機会を作ると警察から聞いている。

委員 協定書第4条第2項及び第3項には、「原則として」とありますが、例外があるのか。

説明員 例外はない。

委員 それでは、「原則として」の文言は削ったほうが良い。あと、「同意を得るものとする」についても、裁量の表現で例外を出してしまう。
協定書第4条第2項及び第3項は違いを踏まえて、第2項は「原則として」を削り、「同意を得るものとする」を「同意を得なければならない」に変えた方がいいと思う。

会長 協定書は京都府下で統一した内容のようだが、向日市との協定に関して、他と異なる条文にすることは可能か。

説明員 警察への確認の中で、協定書の内容については、相談を受けると聞いている。可能であるかの回答はない。

委員 抑制的に運用するのであれば、「こういう場合には同意を得ずに連絡を行うことができる」、「ただし、こういう場合には十分に配慮すること」等、場合で限定する方法があると考える。
協定書第4条第3項については、同意を得ないことを前提にして、限定的に同意を得ることが書かれており、普通の規定の書き方とは裏返しの表現であるという印象がある。

委員 条文が読みにくく感じるので、やはり、例外を規定するべきと考える。

説明員 今回、個人情報保護審議会にかけるところを警察には伝えている。審議で意見が出るであろうことも想定して話しているので、意見については警察にそのまま伝える。

会長 その他の点についてはどうか。
今回の案件については、このままの協定書の内容では十分とは言えない状況なので、条件をつける必要があるのかと考える。
それでは、その他の点については、意見がないようなので、論議を終了する。